

「笑顔あふれる ところっこ」 地域みんなではぐくもう

所沢市放課後子ども健全育成基本方針



令和2年3月



所 沢 市

目 次

I 所沢市放課後子ども健全育成基本方針の趣旨	
1 基本方針の趣旨.....	3
2 これまでの成果と現状の課題.....	6
II 所沢市放課後子ども健全育成基本方針の理念と目標	
1 基本方針の基本理念.....	11
2 基本目標と重点方針.....	12
III 所沢市放課後子ども健全育成基本方針の推進に向けて	
1 家庭・地域・小学校等・行政それぞれの役割.....	19
2 進捗管理体制について.....	22
IV 第3期事業計画 令和2年度～令和6年度	
1 第3期事業計画について.....	25
2 令和6年度までの重点事業について.....	26
3 新・放課後子どもプランについて.....	33
資 料 編	
資料1 所沢市放課後児童対策協議会条例.....	37
資料2 所沢市放課後児童対策協議会委員 名簿.....	39
資料3 所沢市放課後子ども健全育成基本方針に係る審議会等.....	40
資料4 第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画（抜粋）.....	41

～「『笑顔あふれる ところっこ』

地域みんなではぐくもう」の実現に向けて～

放課後は、子どもたちが、同じ年の友だちだけでなく、学年の違う友だちや、地域の大人などと触れ合い、お互いに成長をする、学びの場です。

子どもたちが、家庭や地域社会のなかで、周囲から温かく見守られながら、のびのびと笑顔で過ごすことは、とても大切なことですし、その姿を見ることは、私たち大人にとっても幸せなことです。



私たち大人は、持ち前の人間力を発揮して、困った人がいれば手を差し伸べ、自由な中にも支え合い、子どもたちは みどり豊かな自然の中で、それを知らず知らずに感じている・・・そんな「善きふるさと」を未来の子どもたちに「継承」していくことがきつと大切なのだと感じます。

所沢市では、子どもたちが、地域の「絆」のなかで学び、育っていけるよう、家庭、地域、学校、そして行政が一体となって、様々な取り組みを行っています。また、それら取り組みが、さらに一步一步前進できるよう、「所沢市放課後こども健全育成基本方針」を策定しています。

この方針のもと、「ところっこ」の笑顔があふれるまちづくりを進めてまいりますので、皆様の一層の御理解、御協力をお願いいたします。

令和2年3月

所沢市長

藤本正人



所沢市放課後こども健全育成基本方針の趣旨

I 所沢市放課後子ども健全育成基本方針の趣旨

1 基本方針の趣旨

近年、少子化や核家族化が進行し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、家庭や地域社会における子育て力や教育力の低下が問題となっています。特に、放課後の子どもの遊びの減少や子どもたちに関わる重大事件の続発、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりを求める声の高まりなどから、放課後に子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができる居場所を地域ぐるみで整備していくことが強く求められています。

こうした中、本市においては、平成17年3月に策定された「所沢市次世代育成支援行動計画（ところっこ すくすくサポートプラン）」及び平成21年度に策定された後期計画（平成22年度からの5ヶ年計画）や、平成19年度に策定された「所沢市放課後子どもプラン」をうけ、放課後児童の安心・安全な居場所づくりに総合的に取り組む方針として、平成22年度に「所沢市放課後子ども健全育成基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、翌23年度より施行いたしました。この基本方針では、多様なニーズに多角的に取り組むため、13の重点事業を設置し、これら事業を中心として多くの成果を上げてきたところです。

その後、基本方針の上位計画が平成27年4月から新たにスタートした「所沢市子ども・子育て支援事業計画」に移行し、13重点事業については特に重点的に取り組む6事業へと方向性が明らかにされました。併せて、国においても放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の連携強化を目的とした「放課後子ども総合プラン」を策定するなど、充実すべき方向性が明らかにされています。

以上のことから、基本方針全体の考え方や今までの成果を踏まえつつ、特に現状のニーズや課題への効果をえることを目的として、基本方針の改訂を行います。

1-1. 基本方針の位置づけ

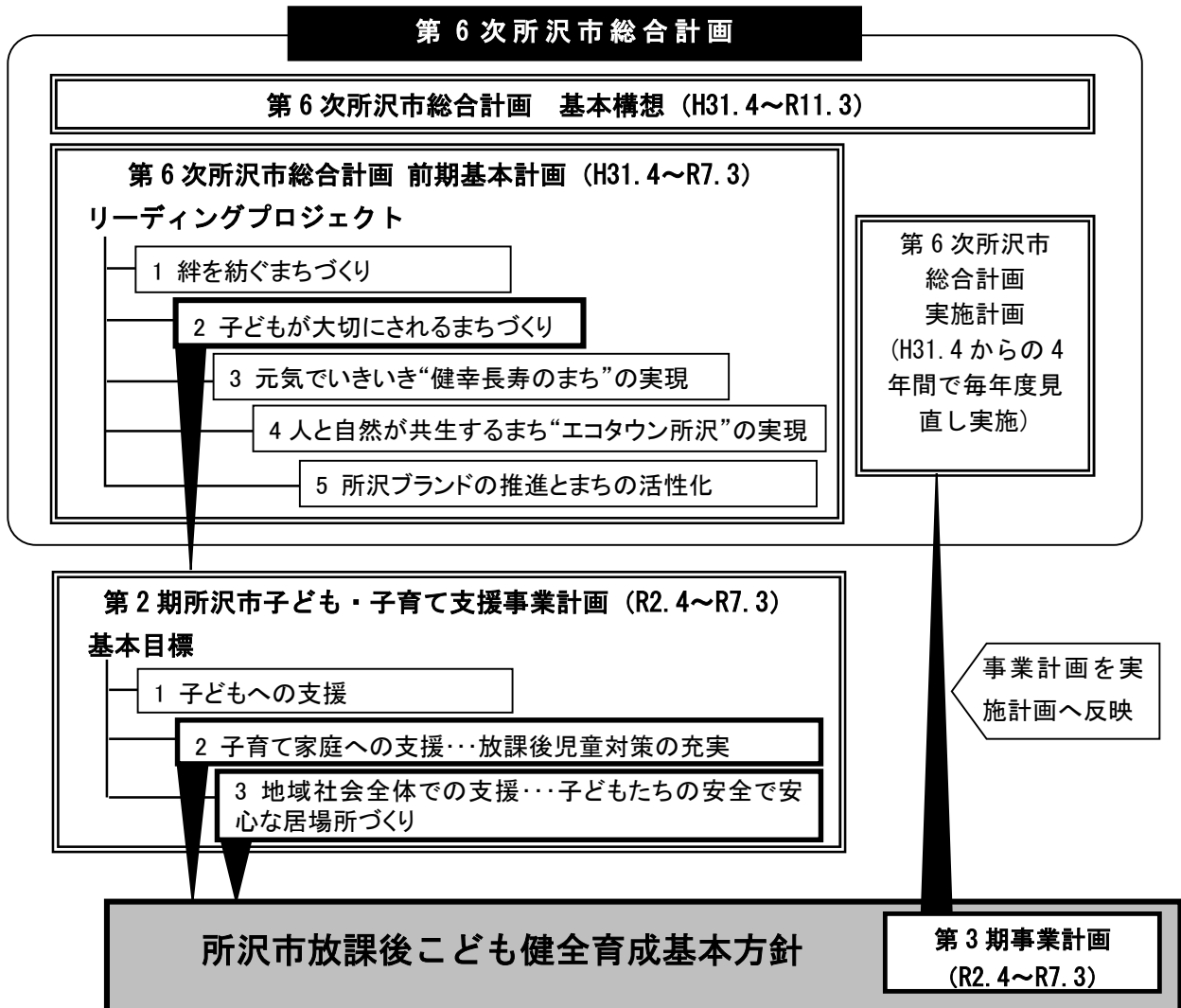
本市のまちづくりに関する最も上位の行政計画は、令和元年度から令和6年度までを計画期間とする「第6次所沢市総合計画前期基本計画」です。この中では、将来都市像「絆、自然、文化 元気あふれる『よきふるさと所沢』」を達成するため、特に『優先的に進める取り組み』を「リーディングプロジェクト」として位置づけています。

この「リーディングプロジェクト」のひとつに、「子どもが大切にされるまちづくり」が掲げられており、その取り組み方針の一つに位置づけられるのが、令和2年3月に策定した「第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画」です。

「第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画」では、3つの基本目標を掲げ、施策の展開を図っていますが、そのうちの「基本目標2 子育て家庭への支援」の中で「放課後児童対策の充実」を、「基本目標3 地域社会全体での支援」に「子どもたちの安全で安心な居場所づくり」を位置づけています。

基本方針は、これら「第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画」に掲げられた目

標に関し、所沢市としての取組の基本姿勢や方向性をまとめたものとして位置づけるもので、最終的には、基本方針の事業計画を「第6次所沢市総合計画実施計画」に反映などし、子どもたちの放課後の充実を図っています。



1-2. 基本方針の期間

放課後の子どもたちを取り巻く環境は市内でも地域によって様々に異なるため、基本方針では、目指すべき基本理念の実現に向けた、具体的な目標期限を定めません。

ただし、重点的に取り組む課題はその年その年によって異なることから、必要に応じて改訂を検討するとともに、「事業計画」については、「第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画」の終了年度との整合を図り、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

1-3. 基本方針の対象

基本方針は、放課後を過ごすすべての小学生を対象とします。また、保護者、地域の方々などが関わる、子どもたちの健全育成に資する取組・事業などを対象とします。

1-4. 基本方針における取組の基本的な単位

これまでの市での事業展開等を踏まえ、小学校区を取組の基本的な単位とし、基本方針における「地域」は原則として小学校区を指すものとします。

1-5. 基本方針における「放課後」の定義

基本方針では、より総合的・包括的な放課後対策を推進するために、「放課後」を、小学校教育の時間及び家庭で過ごす時間以外の時間帯を意味するものとします。

2 これまでの成果と現状の課題

2-1. 基本方針の成果

平成23年4月に施行した基本方針については、「所沢市放課後子ども健全育成基本方針運営委員会（現「所沢市放課後児童対策協議会）」が、重点事業を中心に進捗管理等を行う中で、事業の改善や、新規事業の実施などに取り組んできました。

その結果、例えば、

- ① 【課題】児童館生活クラブと児童クラブとのサービスの差を解消する。
【結果】本市の放課後児童健全育成事業として、条例の設置、保育料の統一化、指定管理者制度の導入などによって、サービスの差を解消し、概ね同等の事業とした。
- ② 【課題】施設整備などによって、放課後児童健全育成事業の大規模化に対応する。
【結果】児童館生活クラブの新設や定員拡大、児童クラブの増築・施設改修、児童館生活クラブ・児童クラブにおける長期休業中の一時預かりの実施、民設民営児童クラブの導入などによって、利用者数の増大に対応した。
- ③ 【課題】児童館生活クラブ・児童クラブ・ほうかごところの機能を融合した、新たな放課後対策を検討する。
【結果】中富小放課後児童対策一体運営事業の実現によって、児童クラブとほうかごところの一体運営を実現するとともに、こうした事業の更なる推進に向け、「所沢市放課後児童対策実施方針」を策定した。

など行政が取り組んできたものや、

- ④ 【課題】地域団体によるふるさと意識の醸成への取組を進める。
【結果】地域団体である青少年育成所沢市民会議による「ふるさと所沢親子で再発見事業」を充実・拡大し、多くの子どもたちに所沢郷土かるたを通じてふるさと意識を育んだ。

といった、市民団体の協力により実現したものなどが、主な成果として挙げられます。

これらの成果などによって、従来、解消すべきとされていた課題は改善に向かって進捗し、その結果、基本方針の基本理念である「『笑顔あふれる ところっこ』地域みんなではぐくもう」の実現に着実に前進することとなりました。

こうしたことから、今後も基本方針の進捗管理を行う中で、子どもたちの放課後の充実に取り組んでいくものです。

2-2. 放課後児童対策における課題

市は、基本方針の実現に向け、放課後児童対策に積極的に取り組んできました。

しかし、その一方で、社会情勢の変化に伴う共働き世帯の増加などによって、放課後児童対策、特に放課後児童健全育成事業に対するニーズは想定を超えるほどの高まりを見せており、供給量の確保が喫緊の課題となっています。また、当該ニーズに供するための放課後児童クラブ施設については、老朽化なども顕著であり、その更新などへの対応も行う必要性が高まっています。

さらに、国では、「放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性就業率のさらなる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る。」「全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、引き続き1万か所以上で実施することを目指す。」としています。（平成30年9月14日発出 「新・放課後子ども総合プラン」について（通知））

こうしたことから、様々な課題への対応が重要となっています。

① 放課後児童健全育成事業に対する利用ニーズの拡大

市の小学校児童数については、一部の小学校区で増加が認められるものの、全体としては既に減少傾向にあり、この状況は今後も続くものと推計しています。

しかし一方で、放課後児童健全育成事業の利用ニーズの上昇は顕著であり、結果、放課後児童クラブ施設の大規模化や狭隘化が大きな課題となっています。

さらに、平成27年4月1日に施行した「所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」では、当該施設において一人当たり面積概ね1.65㎡を確保することが規定されたことから、この実現が喫緊の課題となりました（令和2年3月現在、経過措置期間として未適用。）。

こうしたことから、放課後児童健全育成事業のサービス供給量を確保し、需要（利用ニーズ）とのバランスを確保することが課題となっています。そのため、上位計画である「第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画」では、サービス供給量について、国が発出した「新・放課後子ども総合プラン」に示された算出方法（前年度の5歳児需要推計、放課後児童クラブの実利用率、学年ごとの逓減率等）に基づき、令和2年度から6年度までの需要量（量の見込み）と供給量（確保の内容）を算出しています。

【実績値】放課後児童健全育成事業入所児童数の推移（H26～H31）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
入所児童数	2,405人	2,543人	2,755人	2,906人	3,059人	3,105人
対26年度比	100.0%	105.7%	114.6%	120.8%	127.2%	129.1%

【将来の見込み値】放課後児童健全育成事業利用児童数の推移（R2～R6）

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み*	2,557人	2,578人	2,679人	2,597人	2,585人
確保の内容*	2,475人	2,595人	2,679人	2,679人	2,679人

* 量の見込み、確保の内容は、面積基準である児童一人当たり面積概ね1.65㎡を確保した場合での人数であり、放課後児童クラブの実利用率等を加味した定員の確保に取り組んでいます。

② 子どもたちの望ましい放課後の過ごし方の実現

多くの保護者は、子どもたちには外で自由にのびのびと遊ばせたい、近所の子どもたちと自由に遊んでほしいと考えており、そのため、安全で安心な放課後の居場所が地域には必要であると考えています。

地域・小学校・行政の連携によって実施されている「ほうかごところ」は、当該事業が安全・安心な居場所であるとして高く評価されていることから、子どもたちが自由にのびのびと遊べる場として、小学校を核とした放課後児童対策の実現に注目が集まっています。

そこで市では、新たな放課後児童対策として、ほうかごところと児童クラブの機能を併せ持った「放課後児童対策一体運営事業」を中富小学校で実現しました。当該小学校区の子どもたちは、地域や小学校の協力のもと、のびのびと放課後を過ごしており、ここでは市が目指す「望ましい放課後」の姿が実現しつつあります。

こうしたことから、今後は、この放課後児童対策一体運営事業をさらに多くの小学校区に拡充し、子どもたちにとって望ましい放課後を実現していくことが課題となっています。

③ 放課後児童対策への地域の人材や保護者の参画

放課後児童対策に対する保護者の関わりを見ると、活動終了時に保護者が子どもを迎えに行くだけでなく、親子で参加できる活動があれば参加したいという保護者や、指導者・スタッフ、あるいはボランティアとして放課後児童対策事業により直接的に関わることへの意欲を示す地域の方々もいます。

放課後児童対策の安定的、持続的な実施を図るためには、活動の担い手の確保は重要な課題であり、今後はこのような参画意欲のある保護者を放課後の活動にいかに引き込み、事業を支える人の輪を広げていけるかが課題といえます。

また、子どもが放課後児童対策に参加している保護者は、事業の利用を通じて、地域の人との交流が増えたり、地域の子どもへの意識・関心が高まるなどの変化を実感しています。このことから、放課後児童対策事業への幅広い参画を通じて保護者と地域とをつなぎ、子育て家庭の孤立化を防いでいくことも重要な課題となります。



II

所沢市放課後こども健全育成基本方針の理念と目標

II 所沢市放課後子ども健全育成基本方針の理念と目標

1 基本方針の基本理念

「笑顔あふれる ところっこ」 地域みんなではぐくもう

かつての日本を振り返ると、郊外の里山には自然や生き物があふれ、市街地にはおもしろい路地がありました。それらすべては、子どもたちの格好の遊び場であり、子どもたちだけの隠れ家や秘密基地でした。そして、そうした子どもたちが遊びや冒険に笑顔で興じる姿を地域の大人が温かく見守るコミュニティがありました。

しかし、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化してきた上、子どもたちを地域ぐるみで見守るようなコミュニティの結びつきも希薄になっていると言われています。また、少子化による子どもの減少や昨今の子どもにまつわる悲惨な事件の発生などにより、大人から隠れた場の存在自体が犯罪や事故につながると問題視されるような時代となっしまい、子どもたちの外遊びの場は確実に制限されてきています。

所沢市は、首都圏30km圏内という交通の利便性の高さを活かした都市機能の高度化と、狭山丘陵に代表される豊かな自然環境を調和させながら、魅力的な生活拠点の形成に向けまちづくりを進めてきました。その中で、市内の環境も大きく変わっており、昔のような外遊びのフィールドを取り戻すことは現実的には困難であるといわざるを得ません。しかし、こうした放課後の遊びは、子どもたちが他者と向き合い、関わりあう中で、社会性や道徳性、コミュニケーション能力を培う重要な機会でもあります。このことを踏まえれば、今の時代にふさわしい子どものための居場所をもう一度創り出していくことの必要性は極めて高いといえるでしょう。

子どもたちは、家族にとっても、また、地域社会にとっても、未来を築いていくかけがえのない存在であり大切な宝です。基本理念の“ところっこ”という言葉には、そうした「市の宝であるすべての子どもたち」という意味が込められています。さらに、こうした「市の宝」を地域全体が守り育むことにより、所沢市が子どもたちにとっての心のふるさととしてあり続けてほしいという願いも込められています。

“ところっこ”が、家庭や地域社会の中で、周囲から温かく見守られながら、のびのびと笑顔で、子どもらしく遊ぶ姿が、所沢市が目指すべき理想的な放課後のあり方です。子どもたち自身が「今日も放課後はあそこに行ってみんなと遊ぼう」と思えるような空間を、そして様々な年齢の子どもたちが入り混じり、安心・安全に遊べる居場所を、市と市民、小学校、団体、事業者など、みんなの力を合わせて創っていきましょう。

2 基本目標と重点方針

基本理念の実現に向け、“ところっこ”の放課後の時間を、笑顔があふれるものとするために、3つの基本目標と9つの重点方針を定めます。

第1の 基本目標

すべての子どもがひとしく、安心してのびのびと育ちあう環境をつくる — 《育ちの場》 —

放課後家に帰ると保護者がいる子どもも、いわゆるカギっこの子どもも、放課後には地域の中で、子どもらしく元気に、自由に遊びまわってほしいというのが、多くの市民の願いです。

小学校や児童館、児童クラブだけでなく、地域の中の広場や公園など、あらゆる居場所を子どもの目線で再評価し、どのような家庭環境にある子どもにも、等しく、安心してのびのびと放課後を過ごせる「育ちの場」を創出していきます。

重点方針 1

安全な施設・環境の整備

放課後に地域の中で子どもたちが元気に、自由に遊びまわる姿を日常的な光景とするためには、子どもたちが安心して過ごせる安全な地域空間を創り出していく必要があります。

市が主体となって、子どもたちにとって最も身近な居場所である学校施設や児童クラブ、児童館などの各施設の安全性を高めることはもちろん、市内の各地域に設置されている様々な公園や広場で、子どもたちが子ども同士、あるいは地域の大人たちと交流しながらのびのびと育ちあうことができるよう、保護者や地域、関係団体等と連携しながら、地域全体で子どもたちの安全・安心な居場所を確保する取組を充実していきます。

重点方針 2

放課後児童対策事業の充実

少子化や核家族化の進行、都市化の進展、女性の社会進出の拡大など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、所沢市においても、核家族化の進行や母子・父子家庭、共働き世帯等の増加に伴い、放課後、家庭に保護者がいない子どもが増えています。

また、昨今の子どもたちに関わる重大事件の続発の影響などからも、子どもが放課後に安心して過ごせる環境づくりが求められています。

こうした課題に対処するため、所沢市では、就労等で昼間保護者が家庭にいない放課後児童の生活の場としての「生活クラブ」・「児童クラブ」の整備・充実と、全児童を対象とした放課後の安全かつ安心な居場所づくりとしての「ほうかごところ」の充

実という、目的や対象に応じた多角的な事業展開により、放課後児童対策の充実を図ってきました。

今後も、行政として市民ニーズや保護者の就労形態の変化等を的確に把握するとともに、地域や関係団体等とも連携を図り、各地域の放課後児童に関する実情や課題に応じた的確かつ効果的な放課後児童対策事業の展開を目指していきます。

重点方針3

豊かな“学び”の場の創出

子どもたちは、人や自然、社会などとの関わりの中で、感動したり驚いたりしながら、考えを深め、実際の生活や社会、自然のあり方を“学んで”いきます。また、子どもたちが自ら遊びを見つけ、創意工夫や試行錯誤を繰り返しながら遊びを深めていく中で、物事に対する意欲や達成できたときの感動、他者を思いやる心、コミュニケーション能力なども“学んで”いきます。

このように、放課後に子どもたちが異なる年齢の子どもたち同士で、あるいは地域の大人と交流しながら様々な体験活動を行うことは、こうした子どもたちの多様な“学び”を進めるものであり、豊かな人間性や社会性、生活力を身につけていく上で非常に重要な、欠くことのできないものといえます。

子どもたちが創造性や協調性、自主性、社会性などを“学ぶ”ことができるよう、地域の中で、様々な生活体験や社会体験・自然体験の機会を豊富に創出し、子どもたちの「生きる力」を育てていきます。

第2の 基本目標

地域全体でみんなの宝“ところっこ”を見守り、子どもたちのふるさと意識を深める — 《地域之力》 —

子どもたちが、雑木林や里山などの様々な資源を活用した身近な遊びのフィールドで、地域に見守られながら安心して過ごすことができるという実感を持つことは、子どもたちの地域への帰属意識やふるさと意識を醸成していく上で非常に重要です。

子どもたちは次代を担う地域の宝であるとの認識を地域全体で共有し、所沢市が子どもたちにとって心のふるさと（ホームタウン）となるよう、「地域之力」を強化し、地域ぐるみで子どもたちを見守る体制をつくります。

重点方針1

地域の見守り体制の充実

地域の中で子どもたちがのびのびと自由に遊びまわる、そんな“ところっこ”の笑顔を広げていくためには、地域が子どもたちにとって安心して遊べる安全な空間である必要があります。特に近年の子どもを取り巻く重大事件の発生などの影響により、子どもが犯罪や事故に巻き込まれることに対する懸念が高まっており、地域社会を構成する様々な主体が連携しながら、地域の安全性を高めていくことが重要となっています。

所沢市では、かねてより犯罪の発生しにくい地域環境づくりを目指す「防犯のまちづくり」を推進しています。さらに、平成22年7月には「所沢市防犯のまちづくり推進条例」を制定し、行政と市民、関係機関等の連携により子どもから高齢者まで皆が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取組を推進しています。

今後も「地域の子どもは地域で守る」という気運を高め、地域や関係機関・団体等との連携・協力により、放課後の子どもたちの活動を地域ぐるみで見守る取組の充実・強化を図っていきます。

重点方針2

様々な世代の交流の推進

子どもたちが地域で放課後の時間を過ごす中で、地域全体が自分たちの自由な遊びの空間であり、地域の様々な人たちに温かく見守られて安全に過ごせる場所であるという実感を持つことは、『ここが自分の帰る場所、自分のふるさとであり、ホームタウンなのだ』という意識の芽生えにつながると考えられます。

そして、子どもたちに対して地域への連帯感や地元への愛着を育むことは、「子どもたち」と「地域の様々な大人たち」という世代間のつながりを創出するだけでなく、その子どもたちが成長し、様々な場所で様々な経験をした後に、ホームタウンとして所沢市に戻ってくる、すなわち「今の子どもたち」が「未来の所沢市民」につながっているという、時間を越えたつながりを創出する意義もあるのです。

このような子どもたちのふるさと意識、地域への帰属意識を醸成する上では、地域のあらゆる世代の人々が子どもたちに関心を持ち、積極的に関わっていくことが不可欠です。地域社会と子どもたちとのつながりの希薄化が叫ばれる中で、様々な人が集う場や機会を創出しながら、子どもたちと地域の様々な世代の人々との交流を活発化させることにより、地域社会の一員としての“ところっこ”を育成していきます。

重点方針3

地域の中での身近な居場所づくり

所沢市には、首都圏30km圏内にありながら、武蔵野の面影を今に伝える豊かな自然環境が残されています。また、都市機能の高度化が進む一方で、古くから伝わる様々な郷土の民俗が各地域で大切に伝承されています。これらは市が誇るべき貴重な資源であり、次世代の子どもたちに引き継いでいくべき宝です。

子どもたちに普段の生活の中で経験できない様々な体験を積む機会を与えるというだけでなく、子どもたちがそれぞれの資源の価値を学び、ふるさとの宝として守っていくという意識を育むためにも、こうした豊かな自然や地域の伝統文化を子どもたちの多様な遊びや活動のフィールドとして有効活用していきます。

また、こうした活動の充実を図る際には、環境の保護や民俗芸能の継承などに関わる様々な地域活動団体や、自然の中での子どもの遊びをサポートするための専門的な知識や技術を持った人材の協力を得ながら、多彩かつ安全・安心な活動が展開されるよう努めます。

第3の 基本目標

子育て家庭を地域みんなで支える — 《社会の絆》 —

子育ての第一義的責任を有するのは保護者ですが、保護者が各家庭で子育てに十分な力を発揮するためには、市はもちろん、地域団体や小学校、企業など社会全体で協力し、子育て家庭を支えていく必要があります。

地域コミュニティの中で、様々な主体が子どもたちを中心に繋がりあい、人と人のネットワークが重層的、複層的に形成された強い「社会の絆」づくりを進めることで、子育て家庭を地域全体で支えます。

重点方針 1

多様な子育てニーズへの対応

共働き世帯やひとり親世帯の増加、就労形態の多様化等に伴い、必要とされる子育て支援サービスの種類や量も拡大しています。

また、少子化により兄弟姉妹のいる子どもが減る中で、異学年の子ども同士が交流できる場や機会の重要性に対する認識も高まってきており、保護者の就労の有無に関わらず、異学年の子どもたちが交じり合い、自由に過ごせる環境づくりが求められています。

こうしたニーズに応じていくためには、多様なライフスタイルに対応する環境づくりが不可欠です。そのため、地域と協力しながら、仕事と子育ての両立を支えるための支援や多様化する子育てニーズにきめ細かく応える体制づくりを進めます。

重点方針 2

子育て家庭に対する支援

今、わが国では、育児放棄や児童虐待などの子どもや子育て家庭を取り巻く悲惨な事件が後を絶たず、大きな社会問題となっています。人と人とのつながりが希薄化する中で、身近に子育てを支えてくれる人や気軽に相談できる人が少なくなったことにより、子育てに不安感や孤立感を抱える保護者が増えていること、また、地域の中で人々が気軽に挨拶し、気配り・目配りをしあうという関係性が失われ、子どもや子育て家庭を温かく見守る目が少なくなったことが、こうした悲惨な事件の背景にあると指摘されています。

子育ての第一義的責任を有する保護者が、各家庭において子育てに本来の力を発揮するためには、こうした子育てに対する不安感や孤立感を取り除いていくことが必要であり、子育て家庭が地域社会に受け入れられ、地域から温かく見守られ、支えられていることを保護者自身が実感できるようにすることが重要です。

市が中心となって、様々な事情を抱えた子育て家庭それぞれに必要なとされる支援や情報を積極的に提供しながら、保護者同士や、保護者と子育て経験者との交流などを活発にし、子育てに関する様々な知識や情報、悩みを共有し、ともに解決していける環境を創出していきます。

重点方針3

家庭・地域・小学校の連携強化

人々のライフスタイルや家族の形態が多様化する中、子育て家庭のニーズも多様化しています。こうした様々なニーズに柔軟に対応していくためには、地域の中で子育て支援の輪を広げ、地域社会を構成する様々な人や機関が連携し、あらゆる場面で子育て家庭に必要な手が差し伸べられるような体制を整えていくことが重要です。

また保護者自身も、子育てを支えてもらう立場、「保護者」という立場だけに留まらず、地域社会の一員として、地域の大人の一人として地域の子どもたちに目を向け、積極的に関わっていくことが求められます。

“ところっこ”が笑顔に満ちた放課後の時間を過ごせるよう、家庭、地域、小学校等、行政が“ところっこ”という存在を中心にして相互に協力・連携し、それぞれの立場で子どもたちを支えていくための取組の充実や体制の強化を図っていきます。



III

所沢市放課後こども健全育成基本方針の推進に向けて

Ⅲ 所沢市放課後子ども健全育成基本方針の推進に向けて

1 家庭・地域・小学校等・行政それぞれの役割

「笑顔あふれる ところっこ」 地域みんなではぐくもう

この基本理念を支える主体、すなわち、子どもたちの放課後の安心・安全な活動を見守る主体は、あくまでも「人」です。

この場合の「人」とは、決して保育士等の専門職や小学校の教職員だけを意味するものではなく、また、所沢市から放課後児童対策事業を委託された団体や機関のスタッフだけを指すものでもありません。保護者はもちろん、地域社会に関わる一人ひとりこそが、その主体であり主役なのです。

本方針は、本市の今後の放課後児童対策の基本的な方向性を定めたものですが、すべて行政だけで実施できるものではなく、保護者はもとより、地域や小学校等の社会全体の協力と連携、協働が不可欠です。基本理念の実現に向けて、本基本方針が放課後の子どもの健全育成に関わるすべての主体にとっての行動指針となるよう、家庭・地域・小学校等及び行政それぞれの役割を示します。

1-1. 家庭の役割

家庭は、子どもたちが最初に構築する最も基礎的な人間関係、すなわち親子の信頼関係を築く重要な場であり、子どもたちの健やかな成長にとって家庭が健全であることは基本的な条件です。したがって、保護者は、子育ての基本が家庭にあることを十分に自覚し、子どもに向き合うことが大切です。

子育ては、保護者にとっても、親として成長し子どもとともに“育ち合う”ための過程であるという視点も重要です。放課後に保護者が家で子どもの帰りを待つことが難しいなど、保護者と子どもとの関係も家庭により様々ですが、行政などが提供する子育て支援サービスを、単に「受ける」側に回るのではなく、子育ての第一義的責任を有する者として主体的に関わっていくことが重要です。

1-2. 地域の役割

子どもたちが地域の中で温かく見守られながら自由に遊びまわったり、様々な世代の人々と交流したりしながら、豊かな体験を重ねていくためには、地域社会そのものが、人と人との心が通いあい、温かな絆で結ばれていることが大前提となります。そして、そのような温かな地域コミュニティづくりは、地域の人々が日頃から気軽に挨拶を交わし、ふれあい、話し合うことからはじまると言っても過言ではありません。

人との関わりや干渉を避ける風潮がある中で、改めて「地域の力」、地域コミュニティの大切さを再認識するとともに、毎日の暮らしの中で少しずつふれあいの輪を広げ、大人も子どもも共に助け合い、育ちあう、感性溢れる温かい人間関係を構築していくことが重要です。

一方、子どもたちが地域の中で安心・安全に過ごすために、各地域では、実際に自治会等による防犯パトロール活動が行われているほか、地域の高齢者や自治会、住民有志などが小学校と連携して登下校時の子どもたちを見守る活動なども着実に広がりを見せており、さまざまな主体の参画と連携など、社会のつながり（絆）による地域ぐるみで子どもを見守る、「地域の子どもは地域で育てる」という気運が着実に高まりつつあります。

今後はこうした活動への参加者の輪を広げ、地域みんなで目配りをしあうことで、一層安全な地域空間を創っていくことが重要です。

このように、様々な活動などを通じて、子どもを中心とした地域の人と人とのつながりを再構築していき、子育て家庭が地域で孤立することがないように、助け合い、支え合うことが必要です。

1-3. 小学校等の役割

小学校は、学びの場の中核として子どもたちが最も長い時間を過ごす場所であり、子どもたちにとって安心・安全に過ごせる場でもあります。また、保護者のみならず自治会や子ども会など地域とも様々な面で協力し合っています。このため、放課後においても、子どもたちが地域の人々に見守られながら安心・安全に活動できる場所を提供するという役割が期待されます。

もちろん、小学校の敷地や施設を活用した放課後の活動は、学校教育活動と区別して取り組む必要があります。しかし、小学校としても、日々の教育活動において地域との連携を深め、地域に開かれた小学校づくりを進めるとともに、放課後の活動を担う組織との連携を十分に図り、放課後における子どもの居場所づくりのために積極的に協力していくことが必要です。

一方、子どもを対象とした施設である児童館も、地域の中で異年齢の子どもたちが一緒に活動する拠点として重要な役割を担っています。そのため、今後、生活クラブを利用している児童のみならず、すべての子どもにとって自由で豊かな放課後の時間を過ごすための重要な場として、より積極的な役割を担っていくものです。

1-4. 行政の役割

放課後児童対策としての諸施策の中でも、特に児童館や児童クラブの施設の整備など、ハード面での対策については、行政が主体的に推進していく必要があります。庁内の関係部局間の連携・調整を図り、既存施設を有効活用する等、活動のための場を確保・提供していくことが必要です。

また、施設の新規整備や新たな事業の実施などにあたっては、放課後に子どもを預けられるサービスへのニーズ等をきめ細かく把握し、地域バランスに配慮しながら市内全域ですべての子どもたちがそれぞれに必要な支援を受けられるよう事業の調整・充実を図っていくことも、行政の重要な役割のひとつです。

一方、それぞれの地域の実情や地域の子どもたちの実態に合わせた最適な居場所を創出するためには、保護者や地域、小学校、各種団体等が自主的・主体的に検討し、整備や運営に向け地域全体で取り組むことが重要となります。その際、行政には、関係者間での話し合いの場や機会を設定するなど、地域の様々な子育て支援団体やN P

○、あるいは保護者同士のグループ等の多様な主体間のネットワークづくりを促したり、他地域の取組事例や関連する情報等を提供したり、取組に対して財政的支援を行ったりといった様々な側面的支援が求められます。

さらに、各地域での事業の着実な実施を確認し、各事業の質の担保を図ることも行政の重要な役割であり、委託団体の適切な選定や事業に関わるスタッフ等に対する研修、あるいは事業関係者が一堂に会し各地の取組や課題等を共有する場の設定なども、行政が中心となって実施する必要があります。

以上のように、様々な役割が行政には求められています。こうしたことから、それぞれの地域性などに応じて、より柔軟できめ細やかな取組を進めます。

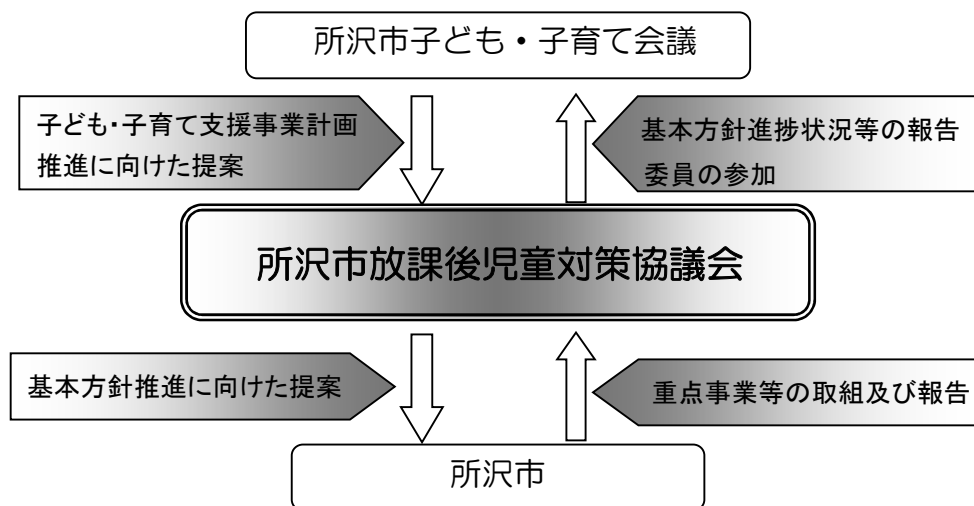
2 進捗管理体制について

平成23年度以降、所沢市放課後子ども健全育成基本方針は、その上位計画である「所沢市次世代育成支援後期行動計画」の実現を意識した進捗管理体制によって進められてきました。しかし、この行動計画は平成26年度末をもって計画期間の終了を迎え、平成27年度からは、新たに「所沢市子ども・子育て支援事業計画」が施行され、これが基本方針の上位計画と位置付けられることとなりました。そのため、当該計画の実現を意識した進捗管理体制の構築が必要となりました。

また、従来、基本方針の進捗管理を行う主体として要綱で設置されていた「所沢市放課後子ども健全育成基本方針運営委員会」が、平成27年度から条例規定の審議会として「所沢市放課後児童対策協議会」にかかわることとなりました。

こうしたことを踏まえ、基本方針の進捗管理体制は、以下のとおりといたします。

なお、上位計画との連携を深めるため、原則として、所沢市放課後児童対策協議会から所沢市子ども・子育て会議に委員一人が参加することとしています。





IV

第3期事業計画 令和2年度～令和6年度

IV 第3期事業計画 令和2年度～令和6年度

基本方針では、基本理念である『笑顔あふれる ところっこ』地域みんなではぐくもう」を実現するための手段として、期間を定めた事業計画を策定し、進捗を図っています。

第1期の事業計画では、基本方針がスタートした平成23年度から平成26年度までの4年間、3つの基本目標とそれに連なる9つの重点方針を達成するために13の重点事業を掲げ、また、第2期事業計画では、基本方針の上位計画が平成27年4月から新たに「所沢市子ども・子育て支援事業計画」に移行したことに伴い、平成27年度から平成31年度までの5年間、6つの重点事業に絞り、一定の成果をあげてきました。

第3期事業計画については、令和2年度から令和6年度までを計画期間とし、下記のとおり策定します。本事業計画に基づき、子どもたちの放課後の更なる充実を図ります。

1 第3期事業計画について

第2期事業計画では、「所沢市子ども・子育て支援事業計画」に「主な取組事業」として位置づけられた「放課後児童対策の充実」を中心とした施策展開を進め、関連事業を主要事業として位置づけました。

第3期事業計画についても、「第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて、第2期事業計画の内容を引き継ぎ、6つの重点事業を主要事業として位置づけます。

【上位計画と基本方針の関係】

第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画

基本目標2：子育て家庭への支援

主要課題3：就労と子育ての両立の支援

主要課題に対応する施策2：放課後児童対策の充実

- ・放課後児童健全育成事業
- ・放課後支援事業「ほうかごところ」
- ・放課後子ども総合プラン推進事業

基本目標3：地域社会全体での支援

主要課題2：地域の子育て支援事業の充実

主要課題に対応する施策3：子どもたちの安全で安心な居場所づくり

- ・放課後支援事業「ほうかごところ」【再掲】
- ・放課後子ども総合プラン推進事業【再掲】

所沢市放課後こども健全育成基本方針

2 令和6年度までの重点事業について

第3期事業計画では、令和2年度から6年度までの5年間において、3つの基本目標のうち、特に施策「すべての子どもがひとしく、安心してのびのびと育ちあう環境をつくる」の実現を図ります。

そのため、第3期事業計画においては、施策の実現に向けて特に重点的に取り組んでいく事業を次のとおりとします。

基本目標	重点方針	重点事業（進捗管理対象事業）
すべての子どもがひとしく、安心してのびのびと育ちあう環境をつくる	放課後児童対策事業の充実	① 放課後児童健全育成事業 ② 放課後支援事業「ほうかごところ」 ③ 放課後子ども総合プラン推進事業 ④ 障害児支援事業
	豊かな“学び”の場の創出	⑥ ふるさと所沢親子で再発見事業

⑤ 児童家庭相談事業（*）

* 「児童家庭相談事業」は、個々の子どもや家庭に対して効果的な支援を行うことを目的とする事業で、重点事業に横断的に関わる事業として位置付けます。

重点事業1	放課後児童健全育成事業				こども未来部 青少年課
事業の目的	児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る。				
事業の概要	<p>【対象】 小学校児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの</p> <p>【事業の具体的な内容及び実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの設置（R2.4 現在、児童クラブ：公設民営31ヶ所、民設民営8ヶ所／生活クラブ：公設民営12ヶ所） ・開所時間：授業の終了後（学校休業日は8時）から午後6時30分 ・開所日：日曜・祝日・年末年始を除く年294日程度 ・公設民営の指定管理業務 ・民設民営の導入及び管理 ・国県交付金の請求事務 ・支援員等職員の資質向上（研修の開催等） ・各放課後児童クラブに対するモニタリング及び指導 他 				
事業展開の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づくサービスを提供する。また、小学校施設との連携を含め環境整備等を行う。 ・指定管理者制度の導入による、より効果的・効率的な事業の展開を図る。 ・民設民営児童クラブの新設などによって、供給量の確保を図る。 ・支援員等職員の資質向上などによって、より適切なサービスを提供する。 ・地域との連携を図る。 				
提言への対応	放課後児童対策協議会からの提言	対象		進捗状況	
		児ク	生ク		
* H30 年度に協議会が提出した、本事業に係る提言への対応状況	放課後児童クラブの計画的な施設整備と供給量の確保を進める。	○	○	継続実施	
	放課後児童支援員の確保及び質の向上を支援する。	○	○	継続実施	
	放課後児童クラブの開所時間については児童の健全育成に配慮し、現行の18時30分までが望ましいが、18時30分以降、真に保育が必要な家庭への対応について検討していく。	○	○	継続実施	
新たな課題等特記	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援事業計画」における量の確保(2,679人分)を達成する。 ・児童クラブの狭隘化、老朽化の対策と併せて、国策定の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後子供教室*との連携等を進める。 ・指定管理者制度の更新に向け、より適切な選定方法の検討を進める。 				
年度計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		・児ク指定管理者制度全更新			
	「子ども・子育て支援事業計画」における確保の内容（見込み値）				
	2,475人	2,595人	2,679人	2,679人	2,679人
	<p>【計画期間継続】・指定管理者制度の継続、更新 ・条例の遵守</p> <p>・供給量の確保（施設整備・民設民営児童クラブ導入等） ・夏季休業中に係る対応の検討、実施 ・放課後児童対策の検討、実施（連携型及び一体型への移行）</p>				
目標指標	放課後児童クラブを利用する小学生の数（＝確保の内容） （子ども・子育て支援事業計画による）		現状値（30年度）		2,208人
			目標値（6年度）		2,679人

* 放課後子供教室：「ほうかごところ」と「中富ほうかご広場」の総称

重点事業2	放課後支援事業「ほうかごところ」				学校教育部 学校教育課
事業の目的	放課後の児童の安全・安心な居場所を確保し、遊びや学びを通して創造性、自主性、社会性などを養い、地域住民による児童の健全育成を図る。				
事業の概要	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施校 10 校の全児童が対象 <p>【事業の具体的な内容及び実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の放課後の施設を借り、地域で「ほうかごところ」の運営委員会を組織して方針を定め、その方針に基づいて放課後支援員や地域住民並びに保護者のボランティア等が実施する。 ・事業に登録した児童が、放課後に学校の施設を利用し、児童の自主的な遊び・触れ合いを支援員が見守る。 ・実施は、原則として平日の授業終了から午後6時まで。(各小学校区による) ・登録児童の費用は、原則として保険料のみ。 				
事業展開の方向性	児童の安全安心な居場所を確保するとともに、地域住民による児童の健全育成が図られているため、本事業を継続していく。				
提言への対応 * H30 年度に協議会が提出した、本事業に係る提言への対応状況	放課後児童対策協議会からの提言			進捗状況	
	さらなる環境改善について、スタッフ及び事業環境の充実を図る。			継続実施	
	放課後児童健全育成事業との連携を進めて、地域の特性に応じた放課後子ども総合プランの推進を図る。			継続実施	
新たな課題等特記	・国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業との連携等を進める。				
年度計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	国の動向や放課後児童クラブの整備状況等を踏まえながら、現在ある10校の「ほうかごところ」を継続・実施していく。 こども未来部青少年課との連携の検討及び実施。				
目標指標	当該小学校在籍児童の事業登録率		現状値 (30年度)		52.9%
			目標値 (6年度)		60%

重点事業3	放課後子ども総合プラン推進事業				こども未来部 青少年課
事業の目的	小学校児童の放課後対策事業である「放課後児童健全育成事業」「放課後子供教室」について、更なる連携等を進めることで、国が進める「新・放課後子ども総合プラン」のより効果的・効率的な事業展開を図る。				
事業の概要	<p>【事業の対象】 「放課後児童健全育成事業」「放課後子供教室」及びその対象児童</p> <p>【事業の具体的な内容及び実施方法】</p> <p>① 中富小学校放課後児童対策一体運営事業（以下「一体運営事業」という。） ・一つの運営主体が、「中富小児童クラブ」及び「中富ほうかご広場」を並行して行う。（各事業は、重点事業①及び③による） ・研修への参加等により職員の資質を向上させ、事業の充実を図る。 ・中富小学校及び地域との連携を図る。</p> <p>② 新・放課後子ども総合プランの推進 ・個別に実施している「放課後児童健全育成事業」「放課後子供教室」について、どのように連携を進めることができるか検討する。 ・各運営主体との調整を行う。 ・放課後対策の一体型もしくは連携型として事業展開を図る。</p>				
事業展開の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの児童が、本事業の恩恵を受けることができるよう検討を進める。 ・一体運営事業の円滑な進捗を図るとともに、事業の検証を行う。 ・「放課後児童健全育成事業」「放課後子供教室」の連携を進め、国の「新・放課後子ども総合プラン」の実現を図る。 				
提言への対応 * H30 年度に協議会が提出した、本事業に係る提言への対応状況	放課後児童対策協議会からの提言			進捗状況	
	全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な経験や活動ができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を計画的に推進する。			継続実施	
	既存の「ほうかごところ」と放課後児童クラブの連携をさらに深め、一体型・連携型を推進する。			継続実施	
新たな「ほうかご広場」の開設について、地域や学校の事情に応じて、丁寧に進める。			継続実施		
新たな課題等特記	<ul style="list-style-type: none"> ・一体運営事業を検証するとともに、新規の一体運営事業の必要性を検討する。 ・国が進める放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の「一体型」及び「連携型」の実施箇所数を拡大する。 				
年度計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな一体運営事業（一体型）の検討及び導入 ・連携型の拡大 				
目標指標	放課後児童対策一体型及び連携型の実施校区数（累計）		現状値（30年度）	2件	
			目標値（6年度）	11件	

重点事業4	障害児支援事業				こども未来部 こども福祉課
事業の目的	放課後の子どもたちの居場所となる施設において、障害のある子どもの受入れに向けた体制の拡大が図れるよう運営者への支援を行うとともに、障害特性により専門的な支援を必要とする際は、放課後等デイサービスによる通所支援などを行い、障害のある子どもたちが将来を見据えながら、身近な地域で安心して過ごせるように支援を行う。				
事業の概要	<p>【対象】 就学後（放課後等）に支援を必要とする、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害（発達障害を含む）のある児童（6歳～18歳未満）及びその支援者。</p> <p>【事業の趣旨】 ・障害のある子どもが身近な地域で安心して過ごせるように、児童の障害特性に応じた支援を行う。</p> <p>【事業の具体的な内容及び実施方法】 ・障害のある子どもの受入れを行う施設職員を対象とした障害の特性や支援の方法等を学ぶための学習講座などの開催。 ・専門的な支援を必要とする場合は、放課後等デイサービスによる小集団での通所支援の実施。</p>				
事業展開の方向性	障害のある子どもの安全・安心な放課後等の居場所の確保及び自立に向けた支援のため、関係機関と連携して事業を進めていく。				
提言への対応 * H30 年度に協議会が提出した、本事業に係る提言への対応状況	放課後児童対策協議会からの提言			進捗状況	
	児童の障害特性に応じたきめ細やかな支援を実施する。			継続実施	
	支援の質の向上及び支援内容の適正化が図れるよう、関係機関と連携する。			継続実施	
新たな課題等特記	放課後児童健全育成事業の運営主体と連携を深めていくこと、講座への参加、専門機関との相談や通所支援の利用等、障害のある子どもたちが地域で安心して生活できるよう支援を行う。				
年度計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	障害のある子どもたちが身近な地域で安心して過ごせるように、支援者向けや保護者向けの講座の開催により、地域の支援のスキルアップや保護者の支援を充実させていく。				
目標指標	支援者向け講座及び保護者の交流会の開催による参加者数		現状値（30年度）	延 453 人	
			目標値（6年度）	延 570 人	

重点事業5	児童家庭相談事業				こども未来部 こども相談センター
事業の目的	住民に身近な市町村において、子どもに関するさまざまな相談に応じ、個々の子どもや家庭に対して効果的な支援を行うことにより、もって子どもの福祉の充実を図るとともにその権利を擁護する。				
事業の概要	<p>【対象】 児童（18歳未満）及びその養育を行う保護者等</p> <p>【事業の具体的な内容及び実施方法】</p> <p>① 通常の相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談の受付：所内における面接や電話による相談の受付・相談対応 ・受理会議：各相談ケースの処遇の検討、支援方針及び担当者の決定 ・相談、支援、児童相談所への送致等：各相談ケースの支援方針に基づく活動 ・個別ケース検討会議：支援の評価、支援方針の見直し、関係機関の情報共有 <p>② 虐待通告及び虐待相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通告・相談の受付：電話等による虐待通告・相談の受付 ・児童の安否確認：家庭訪問等による児童の安否確認 ・支援方針会議：処遇の検討、支援方針の決定 ・関係機関連携による相談・支援または、児童相談所への送致等 				
事業展開の方向性	より複雑化・困難化している相談や社会的要請に対応していくため、職員や家庭児童相談員は、県等が主催する各種研修会については機会を捉え参加し、資質向上に努める。また、引き続き関連部署との連携にも努め、市民からの相談に対応し、適切な支援に繋げて行く。				
提言への対応 * H30 年度に協議会が提出した、本事業に係る提言への対応状況	放課後児童対策協議会からの提言			進捗状況	
	相談内容の複雑化・困難化に対応し、相談体制の充実を図る。			継続実施	
地域や関係機関と幼少期から早めの情報共有・連携を進める。			継続実施		
新たな課題等特記	<p>【基本方針を実現するための横断的な役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後対策に関わる運営主体に対してスキル向上に向けた研修等の実施 ・運営主体に対する本事業の周知（利用の方法等） ・個別ケースへの対応（保護者・学校・運営主体等との連携） 				
年度計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	・相談対応及び支援活動の実施を継続				
・地域や関係機関の研修を検討及び実施		・地域や関係機関の研修の実施を継続			
目標指標	相談件数（年度中相談件数）		現状値(30年度)	1,742件	
			目標値(6年度)	1,800件	

重点事業6	ふるさと所沢親子で再発見事業				青少年育成 所沢市民会議
事業の目的	市政施行60周年を記念し、青少年育成所沢市民会議が平成22年に作成した「所沢郷土かるた」を通じ、親子がともに所沢市を知り、地域との関りを深めることで、子どもたちの「ふるさと意識」を醸成する。				
事業の概要	<p>【事業の具体的な内容及び実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成所沢市民会議と市との共催により、事業展開を図る。 ① 大型かるた大会の実施：所沢市民フェスティバルにおいて実施 ② 所沢郷土かるた児童館スタンプラリー：児童館と連携して所沢郷土かるたを活用したスタンプラリーを行う。 ③ 所沢郷土かるた大会：予選会を各児童館で開催し、決勝戦はこどもと福祉の未来館で一堂に会して行う。 ・所沢郷土かるたの販売・貸出を行う。 				
事業展開の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校では「彩の国21世紀郷土かるた」を活用した事業を展開していることから、「所沢郷土かるた」については所沢市立児童館を中心に活用を進める。 ・児童クラブへの周知により参加者の増加を図り、「所沢郷土かるた大会」の充実を図る。 				
提言への対応	放課後児童対策協議会からの提言		進捗状況		
* H30 年度に協議会が提出した、本事業に係る提言への対応状況	かるた大会の充実を図るとともに、小学校等、様々な機会に活用されるよう周知を図る。		継続実施		
	かるたを通じて、ふるさと所沢を再発見できるような新たな取り組みを検討する。		未実施		
新たな課題等特記	・青少年育成所沢市民会議（団体）と市との共催の部分が多く、その役割分担の明確化が必要である。				
年度計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢郷土かるた大会の充実 ・事業の検証⇒新たな方向性の検討・実施 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・大型かるた大会、スタンプラリー、所沢郷土かるた大会の継続 				
目標指標	事業参加者数		現状値（30年度）	837人	
			目標値（6年度）	1,000人	

3 新・放課後子ども総合プランについて

国は、平成30年9月14日付けで「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、今後の放課後対策に係る指針としました。これを受け、市では、下記によって子どもたちの放課後の更なる充実を図ります。

3-1. 目的

共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めます。

3-2. 一体型（「連携型」を含む。以下同様。）の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するために、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加出来るものです。

この一体型では、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者等が連携して取り組みます。

なお、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能は、別途十分に担保することが必要です。

* 一体型と連携型の違い…一体型は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室が同じ小学校施設内もしくは隣接地にあるもので、同じプログラムに参加するものを言い、連携型は、当該2事業が離れて行われているもので、同じプログラムに参加するものを言う。

3-3. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

	令和元年度	計画期間				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一体型(連携型含む)の整備数(累計)	2校区	令和6年度までに既に整備が完了した2校区を含め、現在実施している11校区すべて整備することを目指します。				

3-4. 放課後子供教室の令和6年度までの整備計画

	令和元年度	計画期間				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後子供教室の整備数(累計)	11校区	希望する小学校区を把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。				

3-5. 実施に関する具体的な方策

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施にあたっては、それぞれの事業の関係部局、関係者等の連携が重要であるとともに、小学校区の理解が必要です。

そのため、当該実施にあたっては、下記に留意し取り組むものとします。

- ① 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員等と放課後子供教室のスタッフが連携し、当該プログラムにあたることのできるように、定期的な打合せの場を設ける。
- ② 実施する小学校に、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部署が個別に訪問し、「新・放課後子ども総合プラン」の必要性や意義等について説明を行い、施設の活用等への理解を促す。
- ③ 放課後子供教室の実施にあたっては、日頃から小学校との良好な関係を築き、特別教室、体育館、校庭、図書室等について、一時利用を促進する。
- ④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の所管部署が、ともに「新・放課後子ども総合プラン」を推進するため、協力体制を構築する。また、それぞれの事業に係る責任の所在の明確化を図る。
- ⑤ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の進捗については、所沢市放課後児童対策協議会で管理等を行う。



資 料 編



資料編

資料1

所沢市放課後児童対策協議会条例

平成26年9月30日

条例第47号

(設置)

第1条 小学校に就学している児童の放課後対策に関し必要な事項について協議を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市放課後児童対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 所沢市放課後こども健全育成基本方針に関すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 所沢市立小学校の校長
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、協議会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

資料 2

所沢市放課後児童対策協議会委員 名簿

* 敬称略

	種別	名前	性別	所属等
1	(1) 公募による市民	倉片 英治	男	
2		中村 大介	男	
3	(2) 関係団体の代表者	高田 美智子	女	民生委員・児童委員連合会 (吾妻地区会長)
4		渡辺 昭子	女	青少年育成所沢市民会議 (青少年育成推進員協議会会長)
5		小川 遼	男	P T A連合会 (中富小学校 P T A 会長)
6		松本 弘	男	自立支援協議会 (社会福祉法人桑の実会)
7		金丸 慎一郎	男	放課後児童健全育成事業者 (株式会社がくどう舎)
8		○小沢 貞泰	男	放課後こども教室実施校(北秋津小学校 ほうかごところとんぼキッズ)
9	(3) 知識経験を有する者	◎笹井 宏益	男	玉川大学(学術研究所教授)
10	(4) 所沢市立小学校の校長	横須賀 邦子	女	所沢市立小中学校校長会 (所沢市立北小学校長)

* 「◎」は所沢市放課後児童対策協議会会長、「○」は同副会長

資料 3

所沢市放課後子ども健全育成基本方針に係る審議会等

時期	審議会等	審議事項等
平成 22 年度	所沢市放課後子ども健全育成基本方針策定委員会（全 4 回）	◆所沢市放課後子ども健全育成基本方針の策定」 ・保護者及び学校長アンケート実施 ・パブリックコメントの実施
平成 23 年度 ～平成 24 年度	所沢市放課後子ども健全育成基本方針運営委員会（第 1 期）（全 6 回） 所沢市放課後子ども健全育成基本方針運営委員会専門部会（全 2 回）	◆13 重点事業の進捗管理 ・13 事業の視察等確認 ・13 事業に対する提言の策定 ◆新たな放課後対策の検討 ・「所沢市放課後児童対策新システム整備方針（案）」の策定
平成 25 年度 ～平成 26 年度	所沢市放課後子ども健全育成基本方針運営委員会（第 2 期）（全 6 回）	◆児童館生活クラブ及び児童クラブの保育料の統一化 ・保育料 1 万円として提言の策定 ◆所沢市放課後子ども健全育成基本方針事業計画の改訂 ・6 重点事業の決定 ・放課後子ども総合プランの策定
平成 27 年度 ～平成 28 年度	所沢市放課後児童対策協議会（全 6 回）	◆所沢市放課後子ども健全育成基本方針改訂版の策定 ◆6 重点事業の進捗管理 ・重点事業の視察等確認 ・重点事業に対する答申の策定 ◆所沢市放課後児童対策実施方針（案）への意見提出
平成 29 年度 ～平成 30 年度	所沢市放課後児童対策協議会（全 6 回）	◆「所沢市子ども・子育て支援事業計画」中間年の見直し（放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の内容） ◆6 重点事業の進捗管理 ・重点事業の視察等確認 ・重点事業に対する答申の策定
平成 31 年度 （令和元年度）	所沢市放課後児童対策協議会（全 3 回）	◆所沢市放課後子ども健全育成基本方針の改正 ◆6 重点事業の進捗管理 ・重点事業の進捗確認

資料 4

第 2 期所沢市子ども・子育て支援事業計画—令和 2 年度～令和 6 年度—（抜粋）

《ところっこ すくすく サポートプラン》

◆第 2 章 子ども・子育てを取り巻く環境__2. 所沢市の取組__（1）所沢市の取組状況

⑳ 放課後児童クラブの実施か所数と入所児童数

平成 31 年 4 月 1 日現在、放課後児童クラブは 49 か所、入所児童数は 3,105 人であり、ともに増加傾向にあります。

【実施か所数・入所児童数の推移】

区分	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
実施か所数	か所	43	44	46	48	49
入所児童数	人	2,543	2,755	2,906	3,059	3,105

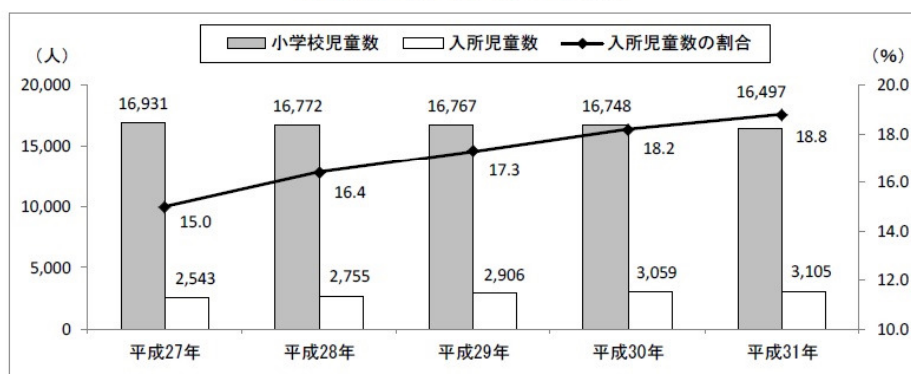
※各年4月1日現在

資料：青少年課

㉑ 放課後児童クラブの入所児童数と割合

平成 31 年の小学校児童数に対する放課後児童クラブの入所児童数の割合は 18.8% であり、増加傾向にあります。

【入所児童数・割合などの推移】



区分	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
小学校児童数※1	人	16,931	16,772	16,767	16,748	16,497
入所児童数※2	人	2,543	2,755	2,906	3,059	3,105
入所児童数の割合	%	15.0	16.4	17.3	18.2	18.8

※1 各年5月1日現在

※2 各年4月1日現在

資料：埼玉県学校基本調査、青少年課

⑳ 放課後支援事業「ほうかごところ」

ほうかごところは、11校の小学校で実施しています。平成31年3月末現在の登録児童数は、3,488人となっています。

【登録児童数等の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施校数	校	11*	11*	11*	11*
登録児童数	人	3,198	3,325	3,356	3,488

※中富ほうかご広場【中富小学校放課後児童対策一体運営事業】を含む。

資料：学校教育課 各年とも新規校開設時点での状況

㉑ 就学援助の認定状況

援助の認定者（要保護・準要保護）は、平成30年度は小学校2,447人、中学校1,346人となっています。認定率は、5月1日時点の全児童生徒数に対する認定者数です。

【認定者数・認定率（小学校）の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定者数	人	2,725	2,638	2,603	2,447
認定率	%	16.1	15.7	15.5	14.6

資料：教育総務課

【認定者数・認定率（中学校）の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定者数	人	1,479	1,466	1,414	1,346
認定率	%	18.5	18.3	18.0	17.3

資料：教育総務課

㉒ 学習支援教室の実施状況

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生に対して、学習支援教室を開催しています。平成30年度は、延べ587人が参加しています。

【延べ参加者数の推移】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ参加者数	人	392	384	604	587

資料：生活福祉課

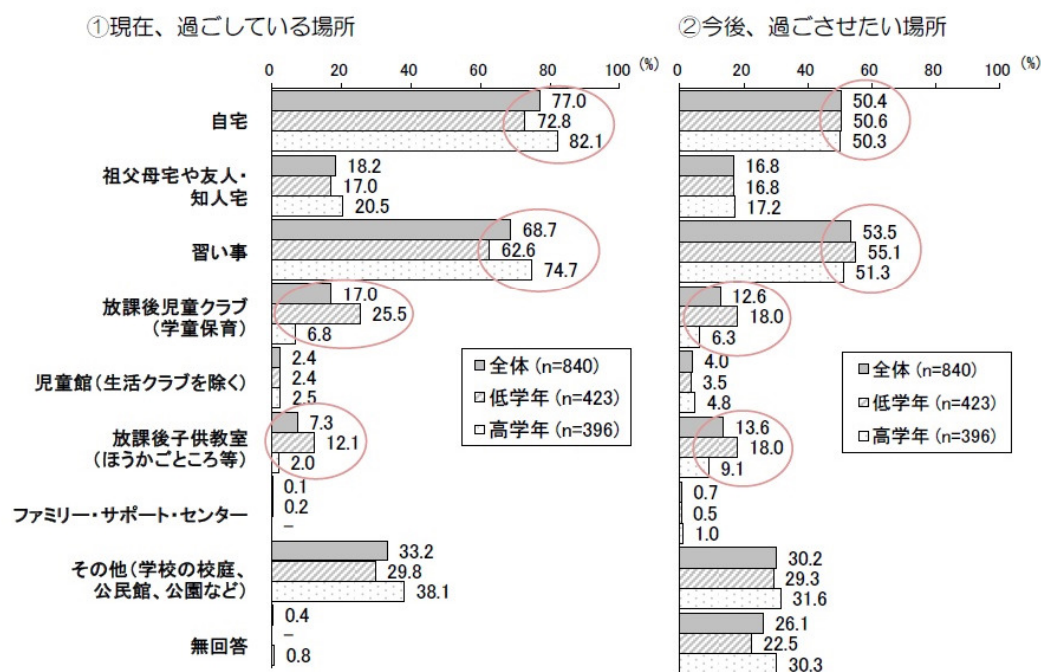
◆第2章 子ども・子育てを取り巻く環境_3. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果_

(2) 調査の結果

(4) 放課後や土日の過ごし方の希望

調査結果と分析

- 放課後や土日を過ごさせたい場所として、「習い事」、「自宅」、「その他(学校の校庭など)」の順に希望が多いことがわかります。
- 利用希望と利用状況の比較によると、「習い事」、「自宅」、「放課後児童クラブ」については、利用ニーズが利用状況よりも小さいことから、別に過ごさせたい場所があるが過ごす場所を変えるには至っていない等の状況が生じている可能性がうかがえます。
- 利用希望と利用状況の比較によると、「放課後子供教室」については、利用希望が利用状況よりも大きいことから、利用したい家庭が利用に至っていない状況が生じている可能性がうかがえます。



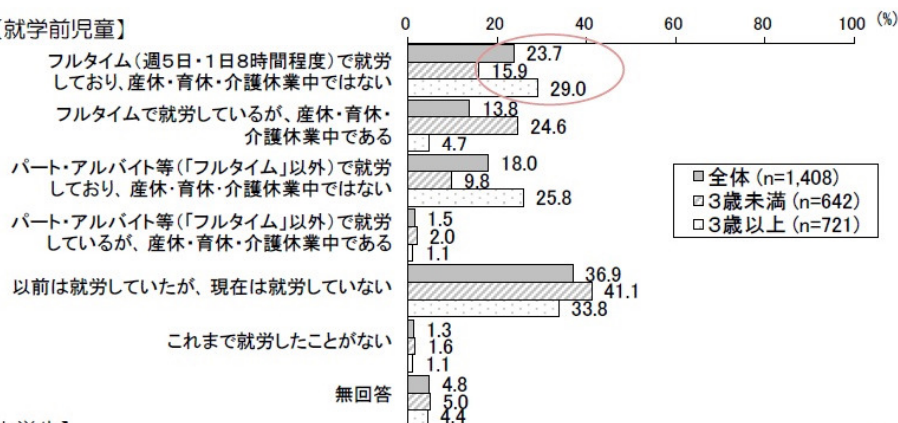
(6) 母親の就労状況

調査結果と分析

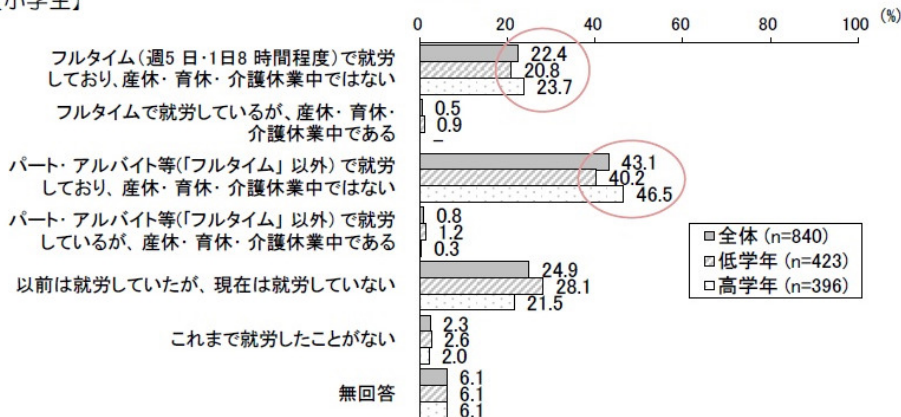
- 就学前児童がいる家庭では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が36.9%と最も多く、小学生がいる家庭では「パート・アルバイト等で就労」（産休・育休・介護休業中ではない）が43.1%と最も多くなっています。
- 「以前は就労していたが、現在は就労していない」母親は、就学前児童がいる家庭で36.9%、小学生がいる家庭では24.9%であり、過去の調査値（就学前児童：平成21年55.9%、平成25年45.3%、小学生：平成21年34.5%、平成25年23.1%）と比較すると、就学前児童では減少傾向、小学生では横ばい傾向にあることがわかります。
- 「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」母親は、就学前児童がいる家庭で23.7%、小学生がいる家庭では22.4%であり、過去の調査値（就学前児童：平成21年15.0%、平成25年20.1%、小学生：平成21年17.0%、平成25年23.0%）と比較すると、ともに増加傾向にあることがわかります。

① 母親の就労状況

【就学前児童】



【小学生】



◆第4章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の展開__2. 量の見込みと確保の内容__ (2)
地域子ども・子育て支援事業

(10) 放課後児童健全育成事業〈放課後児童クラブ〉

事業の内容

放課後に帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対して、放課後や長期休暇など、保護者に代わって保育を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

(利用者数：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	参考・実績 (平成30年度)
量の見込み(合計)	2,557	2,578	2,679	2,597	2,585	2,208
1年生	746	752	782	758	754	
2年生	665	671	697	676	673	
3年生	537	542	563	546	543	
4年生	348	351	365	353	352	
5年生	171	173	180	174	173	
6年生	89	90	93	90	90	
確保の内容	2,475	2,595	2,679	2,679	2,679	

※量の見込み、確保の内容は面積基準である児童一人当たり面積概ね 1.65㎡を確保した場合での人数

量の見込みの考え方

量の見込みは、「新・放課後子ども総合プラン* (以下、新プラン)」に基づき、前年度の5歳児の保育園の申込み者数などから小学校1年生から6年生までの放課後児童クラブの量の見込みを算出しました。なお、算出にあたっては、推計児童数、放課後児童クラブの実利用率、学年ごとの逓減率(少しずつ減っている割合)などを加味し算出しました。

確保の内容の考え方

現在の取組

児童館で実施している生活クラブ12か所と小学校の近隣などの専用施設で実施している児童クラブ37か所の合計49か所で実施しており、平成31年4月1日時点での入所児童数は3,105人となっています。確保の内容については、放課後児童クラブの実利用率などを加味した定員の確保に取り組んでおります。

今後の方向性

新プランに基づく算出方法では、放課後児童健全育成事業に対する利用希望数は令和4年度まで増加し、それをピークに減少していきます。

また、新プランには、「放課後児童クラブについて、令和3(2021)年度末までに待機児童の解消を図る。」とあることから、事業計画期間の中間年である令和4年度に量の見込みと確保の内容を一致することを目標として民設民営児童クラブの設置や児童クラブ施設の改修などさまざまな手段により定員拡大を図ります。

※次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭などが直面する「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進するため、令和元年度から5年間を対象として文部科学省と厚生労働省が策定したプランのこと。

所沢市放課後子ども健全育成基本方針

令和2年3月

発行 〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
所沢市 こども未来部 青少年課

T E L 04-2998-9103

e-mail a9103@city.tokorozawa.lg.jp

U R L <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>
